だいじょうぶですか インボイス制度

全ての皆さまに関係してくる可能性があります。
インボイス制度について良く分からない方、インボイス制度登録予定の方、
これからも消費税の申告が続く方など、下記個別相談会にご参加ください。

インボイス制度について

令和５年１０月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

制度開始後、お客様、売上先が会社、個人事業主である場合に、登録番号を記載した適格請求書（インボイス）等を求めてくる可能性があります。

登録番号は税務署に申請書を提出することで取得できますが、取得すると同時に消費税の課税事業者となり、消費税の申告、納税が必要になります。

少しでも気になる方はぜひ研修会にご参加ください。
また申請される方は早期提出をお願い致します。

＜ご注意ください＞決算確定申告時期(1月から3月)は大変混雑致しますので、
インボイス制度についてのご相談はお受けできません。

＜日　時＞ **令和４年９月２９日（木）、３０日（金）**
午前９時３０分～午後３時００分※お昼12時から1時までお休みを頂きます。

＜場　所＞ 昭和青色申告会館　名古屋市瑞穂区中山町1-10

＜お申込＞ 昭和青色申告会（852-4747）へお電話にてお申し込み下さい。

＜持ち物＞ ○令和２年、３年　青色申告決算書、帳簿類
○マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと身分証明書

昭和青色申告会
TEL（052）852-4747
Fax（052）852-4755

~会社・個人事業主とお取引されている方~

「インボイス形式の領収書をください」と言われたら

インボイス形式の領収書等（登録番号等の付いた領収書）を求められたとしても、必ずインボイス形式の領収書を発行しなければならない訳ではありません。

今後のお仕事への影響、事業のつながり、消費税の申告・納税、事務負担等を十分にご検討頂き、インボイス制度への登録をご判断ください。

ご心配な方は、ぜひ青色申告会にご相談ください。

建築業、建設業、製造業の方

元請会社、元請事業者からインボイス形式の請求書、領収書を求められる場合はインボイス制度の登録について検討が必要です。

卸売業、小売業の方

会社、事業者に物品を販売されている方で、インボイス形式の領収書を求められる場合は、インボイス制度の登録について検討が必要です。

不動産貸付業の方

テナント、駐車場の賃料は、借主から消費税を頂いていることになりますので、インボイス形式の領収書を求められる場合は、インボイス制度の登録について検討が必要です。

住宅用、土地の貸付のみの方は賃料に消費税がかからないので、インボイス制度の登録は必要ないと考えられます。

飲食業、サービス業、その他の業種の方

会社、事業者への売上が多く、インボイス形式の領収書を求められる場合は、インボイス制度の登録について検討が必要です。

個人のお客様のみの場合はインボイス制度の登録は必要ないと考えられます。

インボイス制度登録の目安

		買手（相手）が	
		個人	会社・事業者
売手（自分）が	免税事業者	不要	要検討
	課税事業者	登録推奨	登録推奨